

ID: 1937

担当部署: 都市建設課

処分の概要	管理計画の認定		
法令名称 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の3第1項		
法令番号	平成12年法律第149号		
【基準】 法第5条の3及び第5条の4の規定による。 (管理計画の認定) 第5条の3 管理組合の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該管理組合によるマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)を作成し、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長(以下「計画作成都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。 2 管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 当該マンションの修繕その他の管理の方法 (2) 当該マンションの修繕その他の管理に係る資金計画 (3) 当該マンションの管理組合の運営の状況 (4) その他国土交通省令で定める事項 (認定基準) 第5条の4 計画作成都道府県知事等は、前条第1項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。 (1) マンションの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (2) 資金計画がマンションの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切なものであること。 (3) 管理組合の運営の状況が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (4) その他マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日